

新規制基準に係る申請の進捗状況

1. 事業変更許可に関する状況

1.1 申請状況

申請年月日：平成22年6月29日

(一部補正：平成23年1月19日)

(一部補正：平成26年1月31日)

(一部補正：平成29年4月12日)

(一部補正：平成29年9月6日)

許可年月日：平成29年11月1日

工事計画の変更届け：令和元年5月16日

1.2 工事計画

加工事業変更許可に基づく設計及び工事の方法の認可申請等の状況を踏まえ、加工施設の各施設に係る工事の期間を図1のとおり見直した。(令和元年5月16日) 今後、設工認の状況を踏まえ加工施設の工事計画の変更届け出を行う予定である。

区分	年度		
	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度, 令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
化学処理施設		←→	
成形施設	←→		
被覆施設	←→		
組立施設	←→		
貯蔵施設	←→		
廃棄施設	←→		
放射線管理施設		←→	
その他加工設備の附属施設	←→		

図1 加工施設の工事計画

2. 設計及び工事の方法の認可に関する状況

2.1 申請概要

・分割申請する理由

新規制基準に基づく加工事業変更許可に係る設工認対象となる加工施設は、新たに設置する規制対象の建物・構築物、設備・機器又は新たに規制対象となる既設の建物・構築物、設備・機器に加え、追加の工事等を伴う又は設計の変更が生じる全ての建物・構築物、設備・機器である。本加工施設は20の建物・構築物、8つの施設区分で構成され、既設建物、設備・機器の改造を含めその設置工事が膨大なものとなることから、新規制対応工事を段階的に進めるため、分割して認可を申請するものである。

・分割申請毎の申請範囲

分割申請毎の主要な申請範囲は以下のとおりである（表1参照）。

- (1次) 付属建物廃棄物管理棟に係る建物、設備・機器の新設及び不要となる建物、設備・機器の撤去
- (2次) 加工棟成型工場に係る建物、設備・機器に係る改造
- (3次) 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、放射線管理棟、付属建物除染室・分析室の建物工事で干渉する設備・機器の一時的な取り外し、撤去及び床面の掘削等の準備工事
- (4次) 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、放射線管理棟、付属建物（第2核燃料倉庫、除染室・分析室、容器管理棟、放射線管理棟前室）の建物・構築物及び設備・機器に係る改造及び付属建物廃水処理所の撤去（廃液処理設備(5)、(6)の設置を含む）
- (5次) 工場棟転換工場に設置する化学処理施設である設備・機器の一部（UF₆取扱い設備を含む）の改造及び付属建物発電機室の建物、設備・機器の新設等
- (6次) 4次申請の建物内に設置する設備・機器に係る改造並びに付属建物（第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、シリンダ洗浄棟、第3廃棄物倉庫、第1廃棄物処理所前室）に係る建物、設備・機器の改造及び遮蔽壁の新設
- (7次) 付属建物（第3核燃料倉庫、原料貯蔵所、劣化・天然ウラン倉庫）に係る建物、設備・機器の改造及び防護フェンスの新設

2.2 申請状況

設工認の申請に係る進捗状況は以下のとおりである。申請の実績及び今後の予定を図2に示す。

(1次)

申請年月日：平成29年11月30日
（一部補正：平成30年5月1日）
（一部補正：平成30年6月4日）
認可年月日：平成30年6月19日

(2次)

申請年月日：平成30年6月25日
（一部補正：平成30年11月20日）
（一部補正：平成31年4月2日）
（一部補正：令和元年5月8日）
（一部補正：令和元年6月25日）
（一部補正：令和元年7月24日）
認可年月日：令和元年8月9日

(3次)

申請年月日：平成31年2月20日
（一部補正：平成31年3月19日）
（一部補正：平成31年3月28日）
認可年月日：平成31年4月11日

(4次)

申請年月日：平成31年3月19日
（一部補正：令和元年10月23日）
（一部補正：令和元年11月13日）
（一部補正：令和2年1月16日）

(5次)

申請年月日：令和2年1月21日

3. 保安規定に関する状況

保安規定の申請の実績及び今後の予定は以下のとおりである（図2参照）。

（第1回）

申請年月日：平成26年1月31日

（一部補正：平成30年12月3日）

（一部補正：平成31年2月27日）

認可年月日：平成31年3月28日

主な変更内容は以下のとおり。

- ・火災及び爆発、火山活動（降灰）、その他の自然現象、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の保全活動に関する措置の追加
- ・廃棄物管理棟に係る事項の追加

今後、保安規定の変更は、随時行う予定である。

主な変更内容（予定）は以下のとおり。

- ・可燃物の持ち込み管理及び保管管理に関する事項の追加
- ・竜巻発生時の工程の停止措置に係る事項の追加
- ・撤去設備に係る事項の削除
- ・新規規制基準対応工事に係る事項の追加
- ・消火活動に係る資機材の分散配置に関する事項の追加
- ・外部火災対策に係る事項の追加
- ・非常用電源設備に係る事項の追加
- ・重大事故等発生時の予備の活動拠点及び資機材の分散配置に関する事項の追加

表1 設工認対象となる建物・構築物及び設備・機器並びに分割申請について

施設区分		設備・機器								
		化学処理施設	成形施設	被覆施設	組立施設	核燃料物質の貯蔵施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理施設	その他の加工施設	
建物・構築物	工場棟転換工場	④	⑤, ⑥	—	—	—	⑤, ⑥, ⑦	④, ⑤, ⑥, ⑥	⑦	③, ④, ⑤, ⑤, ⑥
	工場棟成型工場	④	—	①, ⑥	①, ⑥	—	①, ⑥	⑥	⑦	①, ④, ⑤, ⑥
	工場棟組立工場	④	—	—	①, ⑥	①, ⑥	⑥	—	⑦	①, ④, ⑤
	加工棟成型工場	②	—	②, ⑥	②	—	②, ⑦	⑥	⑦	①, ②, ⑥
	放射線管理棟	④	—	—	—	—	—	④, ⑥, ⑦	⑦	④, ⑤, ⑥, ⑦
	付属建物除染室・分析室	④	⑥	—	—	—	⑥	⑥, ⑦	⑦	④, ⑤, ⑥
	付属建物第2核燃料倉庫	④	—	—	—	—	⑥	⑥	⑦	④, ⑤, ⑥
	付属建物第3核燃料倉庫	⑦	—	—	—	—	⑦	⑥	⑦	⑦
	付属建物原料貯蔵所	⑦	—	—	—	—	⑤, ⑦	—	—	⑦
	付属建物劣化・天然ウラン倉庫	⑦	—	—	—	—	⑦	—	—	⑦
	付属建物容器管理棟	④, ⑥	—	—	—	—	⑥	—	—	④, ⑥
	付属建物第1廃棄物処理所	⑥	—	—	—	—	—	⑥, ⑦	⑦	⑥, ⑦
	付属建物第2廃棄物処理所	⑥	—	—	—	—	—	⑥, ⑦	⑦	⑥, ⑦
	付属建物シリンダ洗浄棟	⑥	⑦	—	—	—	⑦	⑥, ⑦	⑦	⑥, ⑦
	付属建物第3廃棄物倉庫	⑥	—	—	—	—	—	⑥	—	⑥
	付属建物廃棄物管理棟	①	—	—	—	—	—	①, ⑤	—	①
	付属建物発電機室	⑤	—	—	—	—	—	—	—	⑤
	付属建物放射線管理棟前室	④	—	—	—	—	—	⑦	—	④
	付属建物第1廃棄物処理所前室	⑥	—	—	—	—	—	⑦	—	⑥
	遮蔽壁	⑥	—	—	—	—	—	—	—	—
屋外	①, ④	—	—	—	—	—	①, ④, ⑦	⑦	①, ⑦	

適合確認を行う建物・構築物, 設備・機器 ①: 1次申請, ②: 2次申請, ③: 3次申請,

④: 4次申請, ⑤: 5次申請, ⑥: 6次申請, ⑦: 7次申請

撤去する建物・構築物, 設備・機器 ①: 1次申請, ③: 3次申請, ④: 4次申請, ⑤: 5次申請, ⑥: 6次申請

